

## 不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則 (平17.11.21)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、会員が上場株券等の売買及び市場デリバティブ取引の不公正取引を防止するための売買管理体制を整備するに当たり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、上場株券等の売買及び市場デリバティブ取引の当該売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。

### (定 義)

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 上場株券等

国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（新株予約権証券、出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる有価証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券（特定の商品（商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。）又は外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN（内国法人が外国で発行する有価証券のうち金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券又は外国法人が外国で発行する有価証券のうち同項第 5 号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）に限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。）及び交換社債券（金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券又は同項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 5 号の有価証券の性質を有するもの（以下この条において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。）をいう。

#### 2 市場デリバティブ取引

定款第 3 条第 4 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等のうち、国内の取引所金融商品市場において行う取引をいう。

### (委託取引に係る社内規則の制定)

第 2 条 会員は、顧客による上場株券等の売買に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
  - 2 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
  - 3 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
  - 4 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
  - 5 顧客に対して行う売買審査に関する事項
  - 6 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
  - 7 その他必要と認められる事項
- 2 会員は、顧客による市場デリバティブ取引に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。
- 1 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
  - 2 顧客の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関する事項
  - 3 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
  - 4 顧客に対して行う売買審査に関する事項
  - 5 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
  - 6 その他必要と認められる事項

**(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握)**

第 3 条 会員は、前条で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の取引商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。

**(売 買 審 査)**

第 4 条 会員は、顧客による上場株券等の売買について、第 2 条第 1 項で定めた社内規則に基づき売買審査を行わなければならない。

2 会員は、前項に規定する売買審査を行う際の売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行わなければならない。ただし、別表中 5 に掲げるものを除いて、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。

- 1 対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引以外の取引をいう。）について、本協会が別に定める抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合
  - 2 本協会が別に定める抽出基準に従い抽出される顧客の数が一般的に適切と評価される売買審査の体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、この項本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合
  - 3 本協会が別に定める売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合
- 3 前項により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行わなければならない。ただし、同項第 3 号に該当する場合には、適切と認められる分析に係る項目について売買審査を行うことができるものとする。
- 4 会員は、顧客による市場デリバティブ取引について、顧客の取引形態等に鑑み、第 2 条第 2 項で定めた社

内規則に基づき、適切な売買審査を行わなければならない。

- 5 前2項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。
- 6 第3項に定める売買審査を行った結果、当該顧客に係る取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、本協会（取引所金融商品市場外における取引及び当該取引の行われた取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の取引参加者等となっていない会員による取引所金融商品市場における取引に限る。）及び証券取引等監視委員会に対し、その売買審査結果及び顧客に対して措置を講じた場合においては、当該措置の内容を含め、報告しなければならない。

#### （社内記録等の保存等）

第5条 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存しなければならない。

- 1 前条第3項及び同条第4項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び同条第5項の規定に基づき顧客に対して行った措置
  - 2 抽出基準の変更理由（前条第2項第2号に該当するものとして抽出基準を変更した場合に限る。）
  - 3 売買管理体制の整備状況が確認できる資料（前条第2項第3号に該当するものとして抽出基準又は分析に係る項目を変更した場合に限る。）
- 2 会員は、前項のほか、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報を取得し、適切に保存しなければならない。

#### （社内規則の見直し等）

第6条 会員は、第2条の規定により定めた社内規則について役職員に周知徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保しなければならない。

#### （自己売買に関する社内管理）

第7条 会員は、前各条に基づく委託注文に関する社内管理のほか、自己の計算により行う上場株券等の売買及び市場デリバティブ取引についても、自社の業務内容や規模等を勘案し、適切に管理しなければならない。

### 付 則

- 1 この理事会決議は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

### 付 則（平19. 9.18）

この改正は平成19年9月30日から施行する。

（注）1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 旧2. 本文を削るとともに2. (1)を改正し、第2条に改める。
- (3) 旧2. (2)を改正し、第3条に改める。
- (4) 旧2. (3)を改正し、第4条に改める。
- (5) 旧2. (4)を改正し、第5条に改める。

- (6) 旧 3. を改正し、第 6 条に改める。
- (7) 第 7 条を新設。
- (8) 別表を改正。

付 則 (平20. 10. 14)

この改正は平成21年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条、第 2 条本文、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 号を改正。
- (2) 第 4 条第 6 項を新設。
- (3) 別表を改正。

付 則 (平21. 4. 30)

この改正は平成21年 6 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表を改正。

付 則 (平23. 7. 19)

この改正は平成24年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 5 条第 2 項を新設。
- (2) 別表を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は平成27年 5 月 19日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条を改正。
- (2) 第 2 条本文を改正。
- (3) 別表を改正。

付 則 (令 2. 1. 14)

1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の 2 第 2 号に定める市場デリバティブ取引は、当分の間、株式会社大阪取引所が開設する取引所金融商品市場において行われるものに限る。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項第 1 号、第 7 条を改正。
- (2) 第 1 条の 2、第 2 条第 2 項を新設。
- (3) 第 4 条第 5 項を新設し、旧第 5 項及び旧第 6 項を各 1 項ずつ繰り下げる。
- (4) 別表の見出しを改正。

付 則 (令 4. 4. 1)

この改正は令和 4 年 4 月 4 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を改正するとともに、同条第2項第1号、第2号及び第3号を新設。
- (2) 第4条第3項を削り、同条第4項を改正するとともに、同条第4項、第5項、第6項及び第7項を繰り上げる。
- (3) 第5条第1項第1号及び第2号を改正し、同条第1項第3号を新設。

別 表

上場株券等の売買に関する売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行わなければならない。

	銘 柄		顧 客
1	当該会員の売買関与率が高い銘柄	1	特定の銘柄について売買関与率の高い顧客
2	当該会員が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄	2	特定の銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客
3	当該会員が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄	3	特定の銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客
4	当該会員が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄	4	特定の銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客
5	当該会員が売買を行った銘柄のうち重要事実等が公表された銘柄	5	取引状況等から見て内部者取引を行った疑いのある顧客
6	当該会員が売買を行った全ての銘柄	6	金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
7	当該会員が売買を行った全ての銘柄	7	その他不公正取引を行った疑いのある顧客

(注) 1. 上記1から4については、会員が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。

2. 金商法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

3. 立会外売買（金融商品取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。）及び取引所金融商品市場外での売買については、上記5を除き、その顧客を抽出の対象から除くことができる。